柏上料第８８７号の６

次の者に係る地方自治法第２３１条の３第１項の規定による通知（柏市下水道使用料）について，地方自治法においてその例によるものとされている地方税法第２０条の２の規定により公示送達します。

なお，この公示送達に係る通知は，柏市上下水道局料金課が保管しており，いつでも送達を受けるべき納付義務者に交付します。

令和　８年１１月２７日

柏市上下水道事業管理者　　飯　田　晃　一

名　前
橋　本　直　樹